

介護職員処遇改善実績報告書(平成30年度)

秋田県知事 佐竹 敬久 様

事業所等情報

| | |
|-----------|--|
| 介護保険事業所番号 | |
|-----------|--|

| | | | | |
|------------|------------|---|-------|---------------------|
| 事業者・開設者 | フリガナ 名称 | シャカイフクシホウジン フタアラフクシカイ 社会福祉法人 ふたあら福祉会 | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 | 018-1502 | | |
| | 都・道 府・県 | 秋田 潟上市 飯田川 下虻川 字上谷地 168番地の1 | | |
| | 電話番号 | 018-877-7077 | FAX番号 | 018-877-7036 |
| 事業所等の名称 | フリガナ 名称 | (別紙一覧表による) | | 提供するサービス (別紙一覧表による) |
| 事業所の所在地 | 〒 | 018-1502 | | |
| | 都・道 府・県 | 秋田 潟上市 飯田川 下虻川 字上谷地 168番地の1 | | |
| | 電話番号 | 018-877-7077 | FAX番号 | 018-877-7036 |

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

| | |
|---|---|
| ① 算定した加算の区分 | 介護職員処遇改善加算 (① Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ) |
| ② 賃金改善実施期間 | 平成30年6月 ~ 令和元年5月 |
| ③ 平成__年度分介護職員処遇改善加算総額 | 円 |
| ④ 賃金改善所要額 (i - ii) | 円 |
| i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額 | 円 |
| ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額 | 円 |
| 加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する場合 | |
| ⑤ 平成30年度分介護職員処遇改善加算総額 (加算 (I) による算定額から加算 (II) による算定額を差し引いた額) | 7,324,580円 |
| ⑥ 賃金改善所要額 (iii - iv) | 12,334,467円 |
| iii) 加算 (I) の算定により賃金改善を行った賃金の総額 | 160,355,926円 |
| iv) 初めて加算 (I) を取得する月の前年度の賃金の総額 | 148,021,459円 |
| ⑦ 賃金改善を行った賃金項目及び方法 (賃金改善を行う賃金項目 (賃金改善を行う賃金項目 (増額若しくは新設した給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等) 等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。) | 毎月基本給に平均2,402円上乗せ、毎月調整手当を一律12,000円支給、3月15日に一時金として平均445,902円 (法定福利費等含む) を支給した。以上により、介護職員一人当たりの賃金を月額平均49,764円上乗せし、介護職員の賃金を改善した。尚、⑥の計算に際しては、iv) に対して iii) の賃金改善月数が常勤換算で22.70人月少ないため、当該人月の賃金を iii) の賃金総額に上乗せし、常勤換算の人月を合わせて比較算出した。(個人別集計表の「支給総額の調整」2) 参照 |

- ※ 介護職員処遇改善計画書において加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、介護職員処遇改善実績報告書においても加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ④ i) 及び⑥ iii) については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可)
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。
- ※ ④ ii) 、⑥ iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - 添付書類 1 : 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表 (指定権者毎)
 - 添付書類 2 : 各都道府県内の指定権者 (当該都道府県を含む。) の一覧表 (都道府県毎)
 - 添付書類 3 : 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和元年7月22日

(所在地) 秋田県潟上市飯田川下虻川字上谷地168番地の1
 (法人名) 社会福祉法人 ふたあら福祉会
 (代表者名) 理事長 齊藤 豊隆
 (担当者名) 施設長 菅原 雄二郎
 (電話番号) 018-877-7077



